

社団法人 日本不動産鑑定協会定款

昭和 40 年 7 月 19 日 議	決	昭和 51 年 7 月 20 日	一部変更内閣総理大臣認可
同 年 10 月 1 日 建設大臣認可		昭和 53 年 5 月 26 日	一部変更議決
昭和 45 年 5 月 25 日 一部変更議決		同 年 7 月 20 日	一部変更議決
同 年 11 月 10 日 一部変更建設大臣認可		昭和 59 年 5 月 30 日	一部変更議決
昭和 47 年 5 月 26 日 一部変更議決		同 年 6 月 29 日	一部変更内閣総理大臣認可
同 年 7 月 15 日 一部変更建設大臣認可		平成 2 年 6 月 19 日	一部変更議決
昭和 49 年 5 月 23 日 一部変更議決		同 年 8 月 22 日	一部変更内閣総理大臣認可
同 年 6 月 11 日 一部変更建設大臣認可		平成 6 年 6 月 21 日	一部変更議決
昭和 50 年 5 月 29 日 一部変更議決		同 年 11 月 21 日	一部変更内閣総理大臣認可
同 年 8 月 2 日 一部変更内閣総理大臣認可		平成 12 年 6 月 13 日	一部変更議決
昭和 51 年 5 月 28 日 一部変更議決		同 年 10 月 25 日	一部変更内閣総理大臣認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本不動産鑑定協会と称し、英文では Japanese Association of Real Estate Appraisal (略称 JAREA)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、併せて不動産鑑定士協会（第 5 条第 2 項の社団をいう。以下同じ）及びその会員の指導、連絡調整の事務を行い、もって不動産鑑定評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 不動産鑑定評価制度に関する社会一般の理解と信頼を高めるための啓蒙宣伝を行うこと。
2. 不動産の鑑定評価並びに不動産鑑定業に関する調査研究を行うこと。
3. 前号に掲げるもののほか、不動産の調査研究を行うこと。
4. 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理すること。
5. 不動産の鑑定評価に関する研修を行うこと。
6. 会員の倫理綱領を定め、会員の倫理の保持昂揚を図ること。
7. 不動産の鑑定評価、不動産鑑定業及び地価対策に関して提言を行うこと。
8. 国又は地方公共団体の委託を受けて地価の調査を行うこと。
9. 不動産鑑定士協会及びその会員の指導、連絡及び調整に関する事務を行うこと。
10. その他本会の目的達成のために必要な事業を行うこと。

第2章 会員及び会費

(種別及び資格)

第5条 本会の会員は、団体会員、正会員、特別会員及び名誉会員とする。

- 2 団体会員とは、不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者等を構成員として、都道府県を単位に設立され不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第52条の規定に基づいて届出を行った社団のうち、本会が適当と認めたものをいう。
- 3 正会員となるには、次の各号の一に該当する資格を必要とする。
 1. 不動産鑑定士、不動産鑑定士補又は不動産鑑定業者である者
 2. 不動産の鑑定評価に関する学識経験者で理事会の承認を得た者
- 4 正会員たる不動産鑑定業者の支所、支店その他の事務所（不動産鑑定業者の従たる事務所として登録されたものに限る。）は、正会員となることができる。
- 5 不動産の鑑定評価に関する経験豊富にして理事会の承認を得た者は、特別会員となることができる。
- 6 本会に特に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者は、名誉会員となることができる。

(会費)

第6条 本会の会費は、入会金、通常会費及び特別会費とし、その金額並びに通常会費及び特別会費の納付については、総会において別に定める。

- 2 次に定める会員の会費は、これを徴収しない。
 1. 団体会員
 2. 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び特別会員
 3. 名誉会員
- 3 前項の規定により会費を徴収されていない会員は、会員権のうち選挙権及び表決権を有しない。

(入会)

第7条 本会の団体会員又は正会員になろうとする者は入会申込書を、特別会員になろうとする者は、会員2名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の定めるところに基づき承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により正会員又は特別会員となる承認を得た者は、すみやかに入会金を納入しなければならない。

(会員名簿)

第8条 会長は、前条の規定により入会を申し込んだ者又は名誉会員に推薦された者について、次の各号に掲げるとき以降遅滞なく、入会申込書又は承諾に基づき理事会で定める事項を会員名簿に登録し、登録を終えたときはその旨を当該入会申込者又は名誉会員に推薦された者に通知しなければならない。

1. 団体会員になろうとする者 入会の承認を得たとき
 2. 正会員又は特別会員になろうとする者 入会の承認を得、かつ入会金を納入したとき
 3. 名誉会員に推薦された者 本人がこれを承諾したとき
- 2 入会申込者又は名誉会員に推薦された者は、前項の登録によって、団体会員、正会員、特別会員又は名誉会員となる。

3 会員名簿に登録された事項に変動が生じたときは、会員又はその相続人若しくは法定代理人等は、2週間以内に書面をもって会長に届け出なければならない。

4 会長は、会員に異動のあったときは、適宜他の会員に通知するものとする。

(退会)

第9条 本会の会員は、退会の旨を書面をもって会長に届け出て退会することができる。

2 会員が、不動産の鑑定評価に関する法律第20条又は第30条の規定による登録の消除を受けたときは、当然に退会したものとみなす。

(懲戒)

第10条 会員に、次の各号の一に該当する事実があるときは、理事会の議を経て会長がこれを懲戒することができる。ただし、除名をしたときは、次の総会に報告しなければならない。

1. 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為その他本会の目的に反する行為があったこと。

2. 倫理に関する諸規則に違反しその他会員として品位を著しく損ない、その結果本会の名誉を損傷したこと。

3. 正会員又は特別会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないこと。

2 理事会における除名の議決は、理事定数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を要するものとする。

3 懲戒に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第10条の2 懲戒は、次の3種とする。

1. 戒告

2. 1年以内の会員権の停止

3. 除名

2 会員権とは、本会、地域会及び部会における選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及び表決権並びに施設利用権をいう。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会した場合若しくは退会したとみなされる場合又は除名された場合には、既納の会費その他の抛出金品は如何なる理由があっても返還しないものとし、また、当該会員が本会に対してすでに負担している義務は、これを免れるものではない。

第3章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名

2. 副会長 7名以内

3. 専務理事 1名

4. 常務理事 10名以内

5. 理事 50名以上 55名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事及び地域会)

長を含む。)

6. 監 事 3名以内

- 2 会長、副会長（次項の規定により定められた者を除く。）及び理事（会長、副会長、専務理事、常務理事及び地域会会長を除く。）は正会員及び特別会員のうちから正会員及び特別会員の選挙により定める。
- 3 会長は、前項の選挙により定められた副会長のほかに、理事会の議を経て理事のうちから副会長2名以内を定めることができる。
- 4 会長は、理事会の議を経て、理事のうちより常務理事を正会員又は特別会員のうちより専務理事を定める。ただし、会長は、理事会の議を経て、会務に支障がないときは専務理事をおかないことができる。
- 5 地域会会長は、理事とする。
- 6 監事は、正会員及び特別会員のうちより総会で定める。
- 7 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠くるにいたったときは、あらかじめ定める順序にしたがいその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の定めるところに基づいて会務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成して会務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条の規定に定める職務を行うほか、理事会に出席して、その職務に関して意見を述べるることができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

（任期）

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 役員に欠員が生じた場合においても、会務に支障がないときは補充をしないことができる。

（解任）

第15条 役員としてふさわしくない行為があったときは総会の議決により役員を解任することができる。

第4章 顧問、相談役

（顧問又は相談役）

第16条 本会に顧問又は相談役をおくことができる。

- 2 顧問又は相談役は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。

（顧問又は相談役職務）

第17条 顧問は、本会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮

問に応じ会長に助言する。

2 相談役は、本会の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。

第5章 会 議

(種 別)

第18条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会と臨時総会に分ける。

(構 成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、本定款において別に定めるもののほか次の事項を審議決定する。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算の議決及び決算の承認に関する事項
3. 事業報告の承認に関する事項
4. 定款の変更に関する事項
5. 解散に関する事項
6. その他本会の運営に関する重要事項

(理事会の権能)

第21条 理事会は、本定款において別に定めるもののほか次の事項を審議決定する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 総会の議決によって理事会に委任された事項
4. その他会務の執行に関する事項

(会議の招集)

第22条 会議は、民法第59条第4号の規定に該当する場合のほか、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を文書に示して会日の14日前までに、会議を構成する会員又は理事に対し発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、会日5日前までにその通知を発することを妨げない。

(会議の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が総会招集の議決を行ったとき、会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき又は監事が民法第59条第4号の規定に基づき招集したときに随時開催する。

3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれに当たる。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は正会員及び特別会員の総数の3分の1以上、理事会は理事の総数の2分

の1以上の出席がなければそれぞれ開会することができない。

- 2 第10条第1項の規定により会員権を停止されている者及び表決権を有しない者は、前項の規定の適用については、これを総数及び出席者数に算入しない。

(表決権)

第26条 会議における構成員の表決権は、それぞれ1個とする。

- 2 本会と会員(法人にあっては当該法人のみならずその代表者を含む。)との関係につき議決をなす場合においては、その会員は表決権を有しない。

(議決)

第27条 会議の議決は、本定款に特に定める場合のほか表決権を有する出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決の制限)

第28条 会議においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することはできない。ただし、上程及び議決について総会にあっては正会員及び特別会員の、理事会にあっては理事の、それぞれ総数の2分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意を得たときはこの限りでない。

- 2 前項ただし書きの場合においては、会員権を停止されている者及び表決権を有しない者は、これを総数及び出席者数に算入しない。

(委任表決)

第29条 やむをえない事由のため会議に出席できない者は、他の出席構成員又はあらかじめ理事会の承認を得ているその他の者を代理人としてこれに表決を委任することができる。この場合において第10条、第25条、第27条、第28条、第35条、第43条及び第44条の規定の適用については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選出された出席構成員(表決権を有する者に限る。)2名がこれに署名捺印し、会長はこれを保存しなければならない。

1. 会議の日時及び場所
2. 会員又は理事の現在数及び会議に出席したそれらの数並びに会員権を停止されている者及び表決権を有しない者の数に関する事項
3. 議決事項
4. 議事の経過
5. 議事録署名人の選任に関する事項

(委員会)

第31条 本会には理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を置くことができる。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経費)

第33条 本会の経費は会費、寄付金、事業に伴う収入、財産から生ずる収入、その他の

収入をもって支弁する。

(財産目録等の作成)

第 34 条 会長は、事業年度の終りに決算を行ない、財産目録及びその他の財務諸表を作成しなければならない。

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、理事会の定める方法により会長がこれを管理する。

2 本会の重要な資産は、正会員及び特別会員の総数の 2 分の 1 以上が出席した総会において、出席した正会員及び特別会員の 4 分の 3 以上の同意がなければ処分することができない。

3 前項の場合においては、会員権を停止されている者及び表決権を有しない者は、これを総数及び出席者数に算入しない。

(予算及び決算)

第 36 条 会長は、総会に予算案を提出してその審議及び議決を、並びに監事の監査を経た前年度の決算に係る財務諸表を提出してその承認を求めなければならない。

(監査報告)

第 37 条 監事は、民法第 59 条第 1 号から第 3 号の規定に係る事項については、総会に報告しなければならない。

(予算成立前の支出)

第 38 条 事業年度開始前に予算が成立しないときは、予算が成立するまでの収入及び支出については、前年度の当初予算に従う。

(会計規程)

第 39 条 会計に関する規程は、理事会の定めるところによる。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 40 条 本会に事務局をおき、会長の指揮監督のもとに本会の事務を行わせる。

2 事務局の職制は、理事会の定めるところによる。

第 8 章 地域会及び部会

(設置)

第 41 条 本会は、理事会の定めるところにより必要の地に地域会を設けることができる。

2 地域会に、会長をおく。

3 地域会会長は、地域会を代表して地域会の会務を掌理する。

4 地域会会長は、地域会の正会員及び特別会員のうちから選挙により定める。

5 地域会に、事務所をおく。

6 地域会は、必要の地に部会を設けることができる。

(地域会及び部会)

第 42 条 地域会及び部会に関する重要な事項は、理事会の定めるところによる。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第43条 本定款は、正会員及び特別会員の総数の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければこれを変更することができない。
- 2 前項の場合においては、会員権を停止されている者及び表決権を有しない者は、これを総数及び出席者数に算入しない。

第10章 解散及び残余財産の処分

(解散)

- 第44条 本会は、民法第68条第1項第3号若しくは第4号又は同条第2項の規定によらなければ解散しない。
- 2 解散の議決をなすには、正会員及び特別会員の総数の4分の3以上の出席した総会において、出席した正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を必要とする。
- 3 前項の場合においては、会員権を停止されている者及び表決権を有しない者は、これを総数及び出席者数に算入しない。

(残余財産の処分)

- 第45条 本会解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の承認を得なければ処分することができない。

第11章 雑 則

(法人会員等)

- 第46条 第12条、第25条、第28条、第35条、第41条第4項、第43条及び第44条において「正会員」、第19条において「会員」とあるのは、法人にあってはその代表者、支所、支店その他の事務所にあってはその事務所を代表する者のことをいう。

(補 則)

- 第47条 本定款の施行に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

- 1 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、本会設立の日から昭和41年3月31日までとする。
- 2 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、本定款の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず下記の者をもって充て、その任期は、昭和41年3月31日までとする。

記

(省 略)

附 則 (昭和 45 年 5 月 25 日一部変更)

- 1 この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。
- 2 変更後の規定に基づく第 1 回の選挙は、昭和 46 年 4 月にこれを行う。
- 3 変更後の規定に基づく選挙による役員が就任するまでの間は、現任の役員は変更後の規定によって就任したものとみなす。
- 4 専務理事に関する規定は、この変更の施行の日からこれを施行する。

附 則 (昭和 47 年 5 月 26 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。

附 則 (昭和 49 年 5 月 23 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。

附 則 (昭和 50 年 5 月 29 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。

附 則 (昭和 51 年 5 月 28 日一部変更)

- 1 この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。
- 2 変更後の規定に基づく第 1 回の選挙は、昭和 52 年 4 月にこれを行う。
- 3 変更後の規定に基づく選挙による副会長が就任するまでの間は、現任の副会長は、変更後の規定によって就任したものとみなす。

附 則 (昭和 53 年 5 月 26 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。

附 則 (昭和 59 年 5 月 30 日一部変更)

- 1 この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。ただし、変更後の第 12 条第 5 項の規定は、昭和 60 年の通常総会の日からこれを施行する。
- 2 地域会が設置されるまでの間は、従前の支部及び支部長をそれぞれ地域会及び地域会会長とみなす。

附 則 (平成 2 年 6 月 19 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。ただし、変更後の第 12 条第 6 項の規定は、平成 3 年の通常総会の日からこれを施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 21 日一部変更)

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 13 日一部変更）

この変更は、主務官庁の認可を得た日からこれを施行する。